

請 願 文 書 表

【平成26年12月定例会議】

受 理 年月日	受 理 号	紹 介 員	提 出 者	付託委員会
平成26年 11月14日	請 願 第5号	天羽 篤 片田真弓	徳島市北前川町4丁目11-2 徳島県社会保障推進協議会 会長 井上 尚	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
<p>(件名・要旨)</p> <p>「地方自治法第99条の規定により国の関係機関に『国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める意見書』の提出を求める」件について</p>				
<p>【請願趣旨】</p>				
<p>国民健康保険は、低所得世帯の保険であり被保険者の相互扶助では成り立たない医療保険であり、また被用者保険の事業者負担分に当たるものがないため、社会保障制度として国庫負担によって支えられている。</p>				
<p>加入世帯の高齢化・貧困化の中で、国庫負担率の増額が必要であるのに、1984年までは、かかった医療費の45%が国庫負担だったものが、保険給付費の50%（かかった医療費の38.5%）に引き下げられ、それ以後も引き下げられ現在では24%にまで下がっている。多くの低所得者が加入する国民健康保険を安定的かつ持続的な運営を図るためには国の財政支援が不可欠である。他の医療保険と比べると、所得は少ないのに高い国保料（税）がかかっている。したがって、国民健康保険財政の国庫負担割合を計画的に復元して、誰でも払うことのできる水準に引き下げていくことが求められている。</p>				
<p>また、厚生労働省は、来年度の通常国会に、市町村が運営する国民健康保険を都道府県単位に広域化する法改正を行おうとしている。広域化は、住民の声が届かない組織運営になり、国保料（税）の値上げと給付抑制の押しつけが強まることが懸念される。保健予防活動などは住民と身近な市町村の取り組みから生まれてきたものである。広域化は、住民の命と健康を守る社会保障としての国保を破壊する道である。</p>				
<p>誰もが安心して医療が受けられる真に社会保障として国民健康保険制度を存続・発展させていくために下記の請願事項を強く求める。</p>				
<p>【請願事項】</p>				
<p>1. 国庫負担を従前の負担割合に計画的に復元すること。</p>				
<p>2. 国保の運営責任の広域化（都道府県単位での統合）は行わないこと。</p>				